

岐阜県がん診療連携拠点病院支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県におけるがん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）に関し、厚生労働大臣への指定の推薦及び機能強化について、がん医療に精通した有識者等から意見をいただくとともに、拠点病院が地域におけるがん診療連携の拠点として、県民が日常の生活圏の中で質の高いがん医療を受けることができる体制の構築に資するため、岐阜県がん診療連携拠点病院支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議する。
(1) 拠点病院の厚生労働大臣への指定の推薦に関する事
(2) 拠点病院の機能強化に関する事
(3) その他前2号に付随する事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に定める委員で構成する。
2 協議会の議長として委員長を置き、委員の互選により選出する。
3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、県が必要に応じ招集する。
2 県は、必要に応じて会議に構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第5条 協議会の構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部保健医療課において処理する。

(解散)

第7条 協議会は、その目的が達成されたときに解散する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成19年 7月30日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年 3月29日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年 7月 1日から施行する。